



学校だより

# 蹉跎西小学校

枚方市出口6-20-1

TEL. 050-7102-9104

家庭数

令和2年6月30日④号



## 地震など災害に対する備えを！

二年前の6月18日(月)午前7時58分頃、震度6弱の地震が発生しました。始業前の時間であったため、登校してきた児童たちを運動場に誘導・点呼し、登校していない児童についてはご家庭に連絡するなど、在籍児童全員の安全の確認を行いました。この地震の影響で、登校中の高槻市立小学校4年生(当時)が、倒壊した同校プールのブロック塀の下敷きになって小さな命が奪われました。さだ西小学校のプールもブロック塀で囲まれていましたが、同年8月27日に撤去され、新たに目隠しフェンスの設置工事が10月中旬に竣工しています。

もし、登下校中に地震にあったら、ランドセルやかばんを頭にのせ、自動販売機やブロック塀など倒れてきそうなものから離れて、しゃがんで待つことが大切です。揺れが収まったら、次の余震に備えて、さらに安全な場所に移動するのがよいとされています。

各ご家庭におかれましても、地震をはじめ、台風や大雨などの風水害や火災など、さまざまな災害から身を守るための心得や、万が一の際の連絡方法・落ち合う場所など、普段からお話し合ってくださいませようお願いします。



## 自転車の交通安全を！

平成27年6月1日施行の改正道路交通法において、自転車への取締が強化されました。危険なルール違反を繰り返した運転者には「自転車運転者講習」の受講を義務付けるという条件も付けられています。

違反項目は14あり、そのなかの1つ「安全運転義務違反」では、ハンドルやブレーキなどを確実に操作せず他人に危害をおよぼすような運転、夜間の無灯火走行、傘をさしたままの運転、イヤホンで音楽を聞きながらの運転、スマートフォンなどを操作しながらの運転など、危険運転の例が列挙されています。

自分の命を守ることはもちろんですが、他人の命を守ることはとても大事なことです。子どもが運転する自転車にはねられ、死亡した例もあります。学校でも引き続き児童たちに注意を呼びかけていきますが、各ご家庭でもご指導くださいますようお願いいたします。



## 自転車保険、加入済みでしょうか？

平成28年に施行された「大阪府自転車条例」では、自転車の利用者に損害賠償保険等の加入を義務付けており、利用者が未成年の場合はその保護者に加入の義務があるとされています。

本校児童に限らず、兄弟姉妹で自転車を利用するお子様がいらっしゃる場合は、必ず